

第 3 回

富里市農業委員会議事録

令和 6 年 3 月 6 日（水）

富里市役所分庁舎 2 階大会議室

富里市農業委員会

富里市農業委員会総会議事録（第3回）

日 時 令和6年3月6日（水）

場 所 富里市役所分庁舎2階大会議室

招集者 富里市農業委員会会長 相 川 克 義

- 議 事
- 1 議事録署名委員の指名
 - 2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - 3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - 4 議案第3号 農農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について
 - 5 議案第4号 農用地利用集積等促進計画の決定について
 - 6 議案第5号 富里市標準農作業料金（案）について
 - 7 議案第6号 非農地判断について
 - 8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

農業委員

出席（8名）

1番	関	利	之	2番	田	口	榮	一	
3番	秋	元	和	子	4番	森	田	孝	子
5番	伊	井	義	則	6番	塩	澤	英	一
7番	津	田	博	明	8番	相	川	克	義

欠席（0名）

◎開 会

議 長 これより令和6年第3回農業委員会総会を開会します。

本日の出席委員は8名中8名ですので、会議は成立しております。

(午後1時23分)

◎議事録署名委員の指名

議 長 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第14条第2項の規定により、議長において指名します。

関 利之 君、田口 榮一 君、以上の諸君にお願いします。

◎議案第1号

議 長 日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、所有権移転1について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は耕作地がまとまり管理がしやすくなるため、義務者は自宅が遠方のため耕作地の管理ができないとのこと。申請地の位置は、新橋観音より東へ400メートル位に位置しています。現況は、草木が刈り込んでいました。権利者が以前より耕作しており、取得後も同様に耕作するとのこと。

隣接農地との境界もありました。進入路も市道に接続しており、第三者の権利もありません。権利者は農業経営者で水稻15,000平方メートル、とうもろこし1,500平米メートル、落花生1,500平米メートルを耕作しています。労働力は世帯員1人、従業員1人、雇用は1人です。農機具については一式完備しています。取得後の予定作物はとうもろこし、または、落花生を予定しており、現在所有している農地は効率的に耕作されています。住所地から申請地までの距離は約400メートル程度、車3分位で通作が容易と認められます。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、所有権移転2を議題とします。

伊井委員の審査並びに調査の結果について、説明を求めます。

伊井委員。

伊井委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請、所有権移転2について、現地調査及び書類審査の報告をいたします。

担当は伊井です。

概要は議案書のとおりです。申請理由として、権利者は経営規模拡大として当該地は最適と判断したため、義務者は高齢のため経営規模縮小によるものです。申請地の位置は、二重堀公民館の東側400メートル位に位置しています。現況は、本申請以前から本農地は譲渡人より賃借しており、許可後も同様に耕作することです。隣接農地との境界もありました。進入路も市道に接続しており、第三者の権利もありません。権利者は農業経営者で主に西瓜、人参、大根を生産しており、自作地の畑28,000平方メートルと借入地18,400平方メートルを耕作しています。労働力は世帯員4人で専業4人、雇用は3人です。農機具については一式完備しています。住所地から申請地までの距離は約2キロメートル程度、車6分位で通作が容易と認められます。耕作の一切を第三者へ委託する予定もありません。

以上のことから、効率的に利用されると認められます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委 員 議長。

議 長 関委員。

関 委 員 はい、議長。

所有権移転1もそうですが、今回の2についても同様に、説明を聞く限り権利者は正規な手続きをしないまま耕作していたのでしょうか、確認します。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

所有権移転1につきましては、合意解約等の書類が提出されていないため、委員ご指摘のとおりです。また、所有権移転2につきましては、今回の議案中の報告第1号3番にて記載のとおり、貸借を解約し改めての所有権移転となりますので正規な手続きとなります。

議 長 よろしいですか。

関 委 員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議 長 次に、区分地上権設定1を議題とします。

なお、本件については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1と関連がありますので一括議題とします。採決は、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1を分割して行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、津田委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

津田委員。

津田委員 はい、議長。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、及び議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、関連がありますので現地調査及び書類審査について一括して報告をいたします。

担当は津田です。

なお、本件は継続案件になります。まず、農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について、概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地は、ホテル湯楽城の北側1キロメートル程で、富里第19分団機庫から北へ進み、300メートル程の左に位置しています。前面道路は市道で進入路は確保されています。事業の概要は、営農型太陽光発電設備の継続に係る区分地上権設定ですので、耕作状況については割愛いたしますが、現地は管理がされておりブロッコリーが定植され順調に育っていました。

次に、農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、概要は議案書のとおりです。権利者と義務者の関係は第三者です。申請地につきましては、先程の区分地上権設定と同様です。本件は継続案件であるため、施設は設置済みのため追加の工事費等は発生しません。農地復元に関する書類や撤去費用等の確認もとられています。なお、設備は適正に運用されており、一般基準を満たしていると考えます。

以上のことから、許可相当であると考えます。

以上、報告を終わります。

議長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1について採決します。

本案を許可と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可と決定しました。

議長 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う

賃貸借権設定1について採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

なお、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1については、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、一時転用を伴う賃貸借権設定1について、千葉県知事による許可・不許可と調整して、仮に不許可となった場合には、議題第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、区分地上権設定1を不許可へ変更し、不許可書を交付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。

よって、千葉県知事の意見と調整し、交付することとします。

◎議案第2号

議長 次に、日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による申請について、賃貸借権設定2を議題とします。

塩澤委員の審査並びに調査の結果について説明を求めます。

塩澤委員。

塩澤委員 はい、議長。

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、賃貸借権設定2の現地調査及び書類審査について報告をいたします。

担当は塩澤です。

土地の表示等の概要は議案書のとおりです。申請地は、県道富里酒々井線の十倉交差点付近です。こちらは第1種農地に該当しますが現況は耕作されておらず、畜舎などがある土地と隣接しています。一部違反等があり始末書の提出がされています。

転用事由は、肥育肉用牛畜舎及び堆肥舎の建設で既存の畜舎に加え、新たに畜舎を建築し老朽化に備え、事業拡大と後継者継承に備えるためとのことです。選定理由は、既存畜舎と同一の敷地により効率的に営農できるものです。なお、事業を行っている土地の一部のため

進入路は確保されています。転用面積も適当と思われます。事業に係る資金等については、融資証明により確認しました。第三者の権利もありません。工期は許可後6か月を予定しています。近隣への説明も実施し特に意見はなく、用水は既存を利用。雑排水、家畜の糞尿とも堆肥化、雨水は浸透枿を設置し外部に排水はしません。防災計画としては、搬入の量や時間などに考慮し、警備員を配置して安全に十分配慮します。周辺農地への被害対策や排水対策等も同様に配慮し、土砂等の流出対策としては、境界にコンクリートブロックを3段積みで設置し流出を防止します。日照、通風の影響もありません。

以上のことから、許可相当と思われます。

以上報告を終わります。

議 長 ただいまの説明について、意見はありませんか。

関 委 員 議長。

議 長 関委員。

関 委 員 はい、議長。

説明では、一部違反等があり始末書の提出がされていますとのことですが、是正の措置について事務局の考えを確認します。

議 長 事務局。

事 務 局 はい、議長。

本来であれば、先に追認で義務者の方からの始末書付きの4条の転用申請をすべきではありましたが、県の農振及び転用担当者と協議調整の結果、今回の5条申請に至りました。今回一部転用のため、残りの部分につきましては今後、県と調整し対応を検討していきたいと思えます。

議 長 よろしいですか。

関 委 員 わかりました。

議 長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を許可相当と決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は許可相当と決定しました。

◎議案第3号

議長 次に、日程第4 議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

議案第3号 農用地利用集積等促進計画案への意見聴取について、御説明いたします。

本案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により、2月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用配分計画案に対する意見を求められたものです。内容につきましては、次第6ページに記載のとおりです。本件は、以前行っておりました中間管理事業を伴う、農用地利用配分計画と同様の案件になります。地域計画策定により、農地利用集積については、今後はこの方式で行うこととされており、これまでと違う点は、期間が原則10年以上になっていること、必ず中間管理事業で行うこととなっております。なお、参考ではございますが、農用地利用集積計画は廃止となるため、令和7年3月31日までの経過措置のなかで農地中間管理事業への移行となります。

以上です。

議長 議案第3号について意見を求めます。意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

本案は、意見なしとする旨、市長へ答申することに決定いたしました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎議案第4号

議長 日程第5 議案第4号 農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について御説明いたします。

本案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、2月22日付けにて、富里市長より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の適否についてを依頼されたものです。内容につきましては、次第の8ページから9ページに3年新規分、次第の10ページに10年新規分、次第の11ページか12ページに3年更新分、次第の13ページに6年更新分、次第の14ページに10年更新分をそれぞれ掲載させていただいております。

以上の計画内容は、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた同法による改正前の各要件を満たしているものと考えます。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

以上で審議案件は終了いたしました。

◎議案第5号

議 長 日程第6 議案第5号 富里市標準農作業料金(案)についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい議長。

議案第5号 標準農作業料金(案)について御説明いたします。

標準農作業料金につきましては、農作業を依頼するときの賃金や農作業の受委託を行う際の目安となるよう、農地法第52条の規定に基づく情報提供として公表しております。

今回、一般社団法人千葉県農業会議から、昨今の機械本体代の上昇や燃料価格の値上がり等を踏まえた標準農作業料金が見直されました。

本市の標準農作業料金につきましては、この千葉県農業会議が設定した金額に準拠して

設定しております。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

(発言する者なし)

ないものと認めます。

これより本案を採決します。

本案を承認することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

挙手全員です。

よって、本案は原案のとおり決定しました。

◎議案第6号

議 長 日程第7 議案第6号 非農地判断についてを議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局。

事 務 局 はい議長。

議案第6号 非農地判断について御説明します。

国の通知において、利用状況調査の結果、すでに森林の様相を呈するなど農業上の利用を図ることが見込まれない農地があった場合に、農業委員会は当該農地について農地に該当しない旨の判断を行った上で、農地台帳から除外することとされています。

次第の17ページに記載の土地2筆については、過去の利用状況調査で現況公衆用道路と確認しており、農地としての再生利用が困難であると思われるので、非農地とするのが相当と思われる。

以上です。

議 長 ただいまの説明について意見はありませんか。

関 委 員 議長。

議 長 関委員。

関 委 員 はい、議長。

参考資料の公図の写しを見ますと、記載のない筆がありますが確認します。

議 長 事務局。

事務局 はい、議長。

市の課税、道路担当課にある資料では、記載のないことを確認しております。

議長 関委員。

関委員 記載がなければ、存在しないという解釈でよろしいでしょうか、登記簿での確認はされたのでしょうか。

議長 事務局。

事務局 はい、議長。

農家台帳には掲載があったため、今回、議題として掲載させていただきましたが、委員ご質問のとおり、法務局にて登記簿を確認させていただき、再調査の上、改めて翌月以降に提案させていただきますのでよろしくお願い申し上げます。

議長 よろしいですか。

関委員 わかりました。

議長 ほかに意見はありませんか。

(発言する者なし)

本案件につきましては、翌月以降の取扱いをするものとして保留といたします。

以上で審議案件は終了しました。

◎報告第1号

議長 次に、報告案件に移ります。日程第8 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、事務局の報告を求めます。

事務局。

事務局 はい、議長。

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について、御報告いたします。

次第の18ページから19ページに3件ございます。内容につきましては記載のとおりです。詳細につきましては、1及び2については、営農型太陽光発電設備の事業者が倒産したことによる解除、3につきましては、本日の議案第1号所有権移転2に関連する解除となります。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

以上報告を終わります。

議長 ただいまの報告第1号について質問等はございませんか。

(発言する者なし)

質問等がないようですので、これは報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

◎閉 会

議 長 以上をもって、本総会に付議されました案件の審議は全部終了しました。

これをもって本総会を閉会します。

(午後 1 時55分)

議事録署名委員

会 長

署名委員

署名委員